県章

三重県公報

令和7年7月8日　（火）
第　632　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
463	保安林の指定施業要件を変更する旨	（治山林道課）	2
464	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（　同　）	2
	選　管　告　示		
44	三重県知事選挙における選挙人名簿の選挙時登録	（選挙管理委員会）	6
45	三重県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数	（　同　）	6
46	三重県知事選挙において候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送局	（　同　）	7
	公　　告		
	令和7年度行政書士試験の実施	（法務課）	7
	軽油引取税に係る特約業者の指定	（税収確保課）	9
	土地改良事業の工事の完了	（農地調整課）	9
	土地改良区の定款変更の認可	（　同　）	9
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	9
	選　管　公　告		
	三重県知事選挙における立候補予定者に対する説明会の開催	（選挙管理委員会）	9
	三重県議会議員補欠選挙における立候補予定者に対する説明会の開催	（　同　）	9
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	（技術管理課）	10
	正　　誤		
	令和7年3月31日付け三重県公報号外	（農林水産財務課）	10

告　　示

三重県告示第 463 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 7 年 7 月 8 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鈴鹿市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 464 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 7 月 8 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

第 1

1　通知することができない者の氏名

澤井　善次郎

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷 5834 の 1、5837 の 42

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1　通知することができない者の氏名

橋本　定之助、中野　栄次郎、冨山　禮三郎、平野　彦兵衛、清水　太次郎

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷 5834 の 1

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1　通知することができない者の氏名

松山　定之助

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷 5834 の 1、5837 の 1

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1　通知することができない者の氏名

冨田　種次良

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷 5834 の 8

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1　通知することができない者の氏名

松山　源治郎、平岡　菊松、平野　万吉、平岡　與一郎、平野　源兵衛、平岡　弥三七、平岡　平四郎、松山　鹿藏、山本　勝次郎、松山　久一郎、平野　彦兵ヱ、松山　貞助、山下　儀藏、松山　浅次、中島　房次郎

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷 5837 の 1

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 6

1　通知することができない者の氏名

松山　浅次郎

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷 5837 の 1、5837 の 28、5837 の 31

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 7

1　通知することができない者の氏名

平岡　武夫

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷 5837 の 30、5837 の 47

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 8

1　通知することができない者の氏名

松山　喜平

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷 5837 の 32

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第9

1　通知することができない者の氏名

松山　幸生

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷5837の34、5837の35

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第10

1　通知することができない者の氏名

福地　銭吉

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷5837の42

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第11

1　通知することができない者の氏名

中西　金兵衛

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字竹谷5837の45

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第12

1　通知することができない者の氏名

藤山　慶次

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上神戸字西台564

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第44号

令和7年9月7日執行予定の三重県知事選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に関して次のとおり定めましたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示します。

令和7年7月8日

三重県選挙管理委員会委員長　長　尾　英　介

三重県知事選挙

1　被登録資格の決定の基準となる日

令和7年8月20日。ただし、年齢については、令和7年9月7日とします。

2　登録を行う日

令和7年8月20日

三重県選挙管理委員会告示第45号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、令和7年9月7日執行予定の三重県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

令和7年7月8日

三重県選挙管理委員会委員長　長　尾　英　介

政見放送を行うことができる基幹放送事業者の名称	回　数

テレビジョン放送	三重テレビ放送株式会社	3
ラジオ放送	株式会社ＣＢＣラジオ	1

三重県選挙管理委員会告示第 46 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 8 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年 9 月 7 日執行予定の三重県知事選挙において候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定めます。

令和 7 年 7 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長　　長　　尾　　英　　介

日本放送協会及び三重テレビ放送株式会社

公　　告

令和 7 年度行政書士試験を次のとおり実施する旨、一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から通知がありました。

令和 7 年 7 月 8 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　試験日時

令和 7 年 11 月 9 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで

2　県内の試験場所

鈴鹿市岸岡町 1001-1　鈴鹿医療科学大学　千代崎キャンパス

3　試験の科目及び方法

(1)　試験の科目

ア　行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和 7 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。

イ　行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数 14 題）

一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和 7 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。

(2)　試験の方法

ア　試験は、筆記試験によって行います。

イ　出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とします。

4　受験手続

(1)　インターネットによる受験申込み

ア　受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（https://gyosei-shiken.or.jp）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ　受験手数料の払込み

受験手数料（10,400 円）の払込みは、(ｱ)(ｲ)いずれかの方法によります。なお、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

(ｱ)　クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）による決済

利用できるクレジットカードは、ＶＩＳＡ、Ｍａｓｔｅｒ、ＪＣＢ、アメリカン・エキスプレス及びＤｉｎｅｒｓです。

(ｲ)　コンビニエンスストアでの払込み

利用できるコンビニエンスストアは、セブンーイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストアです。

ウ　受付期間

令和７年７月22日（火）午前９時から同年８月25日（月）午後５時まで

この出願システムは、令和７年８月25日（月）午後５時で終了します。午後５時までに入力を完了していないと、申込みができなくなりますので御注意ください。

(2)　郵送による受験申込み

ア　受付期間

令和７年７月22日（火）から同年８月18日（月）まで

イ　受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください。令和７年８月18日（月）の消印があるものまで受け付けます。

ウ　提出書類

受験願書一式

エ　受験手数料

10,400円

(3)　試験案内並びに受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア　試験案内は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（https://gyosei-shiken.or.jp）に掲載されています。

イ　試験案内・受験願書の配布を希望する者には、次により配布します。

(ｱ)　郵送配布

郵送を希望する方は、180円分の切手を貼付した、宛先明記の返信用封筒（角形２号）を同封した上、次の宛先まで請求してください（令和７年８月８日（金）必着とします。）。

a　配布期間

令和７年７月22日（火）から同年８月８日（金）まで

b　宛先

〒252-0299　日本郵便株式会社　相模原郵便局留め

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

(ｲ)　窓口配布

a　配布期間

令和７年７月22日（火）から同年８月18日（月）まで

b　配布場所

三重県総務部法務課、三重県庁県民の声相談室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局、志摩建設事務所総務・管理・建築室並びに三重県行政書士会

(4)　連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話　03-3263-7700

5　特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等で、受験に際して特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して必要な措置）を希望される方は、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6　合格発表の日時及び方法

(1)　日時

令和８年１月28日（水）午前９時

(2)　方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（https://gyosei-shiken.or.jp）に合格者の受験番号を掲載します。

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定に基づき、次の者を軽油引取税に係る特約業者として指定しました。

令和7年7月8日

三重県知事　一　見　勝　之

1　氏名又は名称

有限会社　マルミ石油

2　主たる事務所又は事業所の所在地

三重県桑名市大字西汰上字弥平田498番地4

3　指定の年月日

令和7年6月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和7年7月8日

三重県知事　一　見　勝　之

事　業　名	地　区　名	工事完了年月日
農村地域防災減災事業湛水防除事業（小規模）	黒部第2地区	令和7年1月27日
農村地域防災減災事業用排水施設整備事業（小規模）	黒部第3地区	令和7年1月27日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、雲出揚溝土地改良区(津市雲出本郷町1388-1)の定款の変更を認可しました。

令和7年7月8日

三重県知事　一　見　勝　之

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年7月8日

三重県知事　一　見　勝　之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 6月30日	三重郡菰野町大字菰野字堂山3532-1	三重郡菰野町大字菰野3526-1 小金沢　英司

選　管　公　告

令和7年9月7日執行予定の三重県知事選挙における立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

令和7年7月8日

三重県選挙管理委員会委員長　長　尾　英　介

1　日時　令和7年7月31日　午後2時

2　場所　津市広明町13番地　三重県庁講堂

令和7年9月7日執行予定の三重県議会議員補欠選挙における立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

令和7年7月8日

三重県選挙管理委員会委員長　長　尾　英　介

1　日時　令和7年8月5日　午前10時

2　場所

選挙区	場　所
桑名市・桑名郡選挙区	桑名市中央町5丁目71番地 三重県桑名庁舎3階第1会議室
鈴鹿市選挙区	鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎2階コミュニケーションスペース
伊賀市選挙区	伊賀市四十九町2802番地 三重県伊賀庁舎3階中会議室

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年7月8日

三重県知事　一　見　勝　之

1　特定役務の名称　三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託
2　担当部局　三重県津市広明町13番地
　　三重県県土整備部技術管理課
3　落札者決定日　令和7年6月24日
4　落札者　愛知県名古屋市中区錦1丁目17番1号
　　日本電気株式会社東海支社　支社長　吉田　治展
5　落札金額　入札価格　1,020,824,500円
　　契約金額　1,122,906,950円
6　決定手続　総合評価一般競争入札
7　入札公告日　令和7年5月9日

正　誤

令和7年3月31日付け三重県公報号外に登載しました、農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示中

ページ　行
15　15

誤

林業・木材産業振興	森林経営計画の作	1　森林経営計画作成推進事業費	定額	市町

正

林業・木材産業振興	森林経営計画の作	1　森林経営計画作成推進事業	定額	市町

ページ　行
17　下から19及び20

誤

	獣害防止施設等の整備及び補修に要する経費		有者、森林組合等、森林経

正

	獣害防止施設等の整備及び改良に要する経費		有者、森林組合等、森林経

発行　三　　重　　県

三重県津市栄町１丁目 891
三重県総務部法務課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/